

## 大津市就学援助費給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (援助費の項目及び内容)

第2条 この要綱による就学援助費（以下「援助費」という。）の項目及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 学用品通学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費

#### (2) 校外活動費

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学科

#### (3) 体育実技用具費

中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具費（柔道、剣道又はスキーに係る用具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされている物品の購入費

#### (4) 新入学児童生徒学用品通学用品費

新入学児童又は生徒（年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品、通学用品の購入費

#### (5) 修学旅行費

児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる費用、医薬品及び旅行傷害保険料

#### (6) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路方法により、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル、生徒にあつては6キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。）の者が通学する場合に要する交通費。ただし、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条又は第9条第1項の規定の適用を受ける者及び大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）第4条の規定の適用を受ける者並びに市立小学校又は中学校以外の学校に通学する者を除く。

#### (7) 医療費

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用

(8) 学校給食費

市立小学校に在籍する者の学校給食に要する費用

(給付額)

第3条 援助費の給付額は、別表に掲げる額の範囲内とする。ただし、同表に実費を給付することとされているものについては予算の範囲内で給付することができるものとする。

(給付対象者)

第4条 援助費の給付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、市内に住所を有し、市立小学校若しくは中学校、滋賀大学教育学部附属小学校若しくは中学校又は滋賀県立守山中学校、河瀬中学校若しくは滋賀県立水口東中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品通学用品費、通学費及び学校給食費等の給付については同法第13条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者を除く。）

(2) 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

(キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、経済的に生活状態が悪くPTA会費、学級費等の学校納付金の減免を受けている者等で、教育委員会が認めるもの

(ウ) aに定める額がbに定める額以下である世帯の保護者で、教育委員会が認めるもの

a (a) 事業所得者等の場合

世帯全員について個々に前年の総収入から必要経費を控除した額（税金の申告において損失の繰越

しがある場合は、繰越控除をしない。) から社会保険料、家賃・間代(ただし、世帯構成員の数が2人以上6人以下の場合にあつては年額636,000円、7人以上の場合にあつては年額756,000円を限度とした実費とする。)を控除した後の額

(b) 給与所得者の場合

世帯全員について個々に前年の総収入額(税金の申告において損失の繰越しがある場合は、繰越控除をしない。)から社会保険料、家賃・間代(ただし、世帯構成員の数が2人以上6人以下の場合にあつては年額636,000円、7人以上の場合にあつては年額756,000円を限度とした実費とする。)を控除した後の額から所得税法(昭和40年法律第33号)別表第五を準用したときの給与所得控除後の額

- b 平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第150号)に従い世帯構成の状況に応じて毎年4月1日現在で算出した基準生活費の額及び教育扶助の額(基準額及び学校給食費の額の合計額)との合計額に1.2を乗じて得た額を年額に換算した額

(エ) その他教育委員会が給付する必要があると認めるもの

(受給申請)

第5条 援助費の給付を受けようとする者(要保護者を除く。以下「申請者」という。)は、年度ごとに、所定の様式による児童・生徒就学援助費受給申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出し、給付の認定を受けなければならない。

- (1) 前条第2号ア又はイに該当することを証する書類(市の保有する台帳等でその所得及び児童扶養手当の受給状況を確認できる場合で、教育委員会がその確認を行うことについて承諾しているときを除く。)
- (2) 申請者の指定する口座に振込みを希望する場合は、その通帳等の写し
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 学校給食費の給付を受けようとする申請者は、申請の際、教育長に対し、学校給食費を市の学校給食費の公会計口座へ直接支払うことを委任するものとする。

(審査及び通知)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、遅滞なく審査を行い、その結果を速やかに申請者に対して通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の審査を行うために必要があるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の審査を行うため必要があるときは、学校長、福祉事務所長及び民生委員の助言を求めることができる。

(給付期間等)

第7条 援助費の給付期間は、次項に規定する認定日からその日の属する年度の末日までとする。

2 認定日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、児童扶養手当の支給を受ける準要保護者として申請を行った者に係る児童扶養手当の支給の認定が申請書の提出を受けた日以後の日となる場合にあっては、その認定を受けた日に申請書を受理したものとみなす。

- (1) 給付を申請する年度の前年度の3月1日から給付を申請する年度の4月1日までの間に申請書を受理したもの 4月1日
- (2) 前号の期間以後に申請書を受理したもの 申請書を受理した日の翌月の初日（申請書を受理された日が月の初日である場合にあっては、その日）
- (3) 要保護者 生活保護法に基づく保護の決定を受けた日

3 給付期間の中途において認定を取り消された者は、その翌月（当該取消しの日が月の初日に当たるときはその月とし、学校給食費については取消しの日翌日（当該取消しを受けた者が当該取消しの日までに給食の中止手続きを行った場合において、当該取消しの日以後も学校給食費の負担が生じる場合にあっては、当該負担する期間の末日の翌日）とする。）からの給付は行わない。

（認定の取消し等）

第8条 年度途中において、世帯の構成の変化若しくは経済状況の好転、国公立以外の学校への転学、本市の区域外への転出又は死亡等により給付を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとする。

2 虚偽の申請により給付を受け、又は援助費をその目的以外に使用していることが判明したときは、認定を取り消し、既に給付した援助費の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（支払方法等）

第9条 学用品通学用品費、新入学児童生徒学用品通学用品費、校外活動費及び学校給食費は、各学期の実績を確認した上で、学期末に支給するものとし、その他の援助費については、その都度支給するものとする。ただし、校外活動費については学年を通じて1回を限度とし、新入学児童生徒学用品通学用品費については1年次の児童又は生徒の保護者で第7条第2項第1号に掲げる日に認定を受けた者にのみ支給する。

2 第11条に規定する代理受領により、学校長が取り扱う援助費は、学期分ごとに給付対象者に給付することができる。ただし、給付対象者に給付することによって給付の対象となる児童又は生徒（以下「対象児童等」という。）の就学に支障が生じる場合には、学校長が当該対象児童等に現物を給付することができる。

3 医療費は、学校長からの申請に基づき発行する医療券を提示して受診したものに限り、当該給付対象者に代わって直接医療機関に支払う方法により給付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関を受診した後に第6条第1項の規定による就学援助費の認定の通知を受けた給付対象者に対する医療費（給付期間内に受診したものに限る。）は、当該給付対象者からの請求に基づき、当該給付対象者に対して給付するものとする。

5 前項の請求は、医療機関の領収書の原本を添えて行わなければならない。

- 6 修学旅行費については、学校長からの対象児童等に係る修学旅行実績報告書に基づき支払うものとする。
- 7 通学費及び体育実技用具費については、通学費にあつては交通機関の発行した定期券、体育実技用具費にあつては当該用具等を購入したこと又は購入することを証する学校長の証明に基づき給付する。
- 8 学校給食費については、給付対象者の委任に基づき、学校給食費の公会計口座に直接支払う。

(報告事項)

第10条 給付対象者は、対象児童等が年度の途中において転学、死亡等により給付を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(代理受領)

第11条 学校長は、給付対象者の委任に基づき援助費を代理受領できるものとする。

(個人支給明細書の備付け)

第12条 前条の規定により学校長が援助費を取り扱う場合は、当該学校長は、対象児童等に係る就学援助費個人支給明細書を備え付けるものとする。

- 2 学校長は、事業終了後速やかに前項に定める個人支給明細書を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 志賀町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に志賀町就学奨励費給付要綱（以下「旧町要綱」という。）の規定によってされた申請、決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

- 3 編入日前に旧町要綱の規定により給付の決定を受けた者に係る平成17年度分の学校給食費の給付については、この要綱の規定にかかわらず、旧町要綱の例による。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年10月5日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月12日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年6月12日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年5月30日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年5月28日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年5月28日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年5月24日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の大津市就学奨励費給付要綱の規定に基づきされた給付に係る手続は、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定による手続とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

別表(第3条関係)

(単位:円)

＜ 小 学 校 ＞

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学用品通学用品費	第1学年 (12,960)	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
		(4,320)				(5,400)				(3,240)			
その他の学年 (15,120)		1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
		(5,040)				(6,300)				(3,780)			
学校給食費		実費額											

＜ 中 学 校 ＞

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学用品通学用品費	第1学年 (24,480)	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
		(8,160)				(10,200)				(6,120)			
その他の学年 (26,760)		2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230
		(8,920)				(11,150)				(6,690)			

新入学児童生徒 学用品通学用品費	小学 1年 20,460 円 中学 1年 23,550 円 (4月に認定された者)
通 学 費	実費額を支給 小学校 4 km以上 中学校 6 km以上
体育実技用具費	中学校のみ (限度額) 柔道 7,500 円 剣道 51,940 円 スキー 37,330 円

修学旅行費 (小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回)	限度額 小学校 21,180 円 中学校 57,290 円
校外活動費 (年1回・宿泊を伴うものの交通費及び見学科の額)	限度額 小学校 3,560 円 中学校 6,000 円
医 療 費	学校保健安全法第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用 (個人負担分)